昭和二十八年運輸省令第七十七号

(昭和二十七年法律第百六十五号)第四十三条及び運輸省設置法 (昭和二十四年法律第百五十七号)第三十条第二項の規定を実施するため、気象測器等委託検定規則を次のように定め

次に掲げる気象測器その他の器具、

第一条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第四十三条の委託により気象庁が行う検定(型式証明を含む。第三条及び第七条において同じ。)は、

及び装置(以下「気象測器等」という。)について行う。

直達電気式日射計

磁気儀 震度計

磁気計

2

前項の検定を行う気象庁の機関(以下「受託機関」という。)は、同項各号に掲げる気象測器等ごとに気象庁長官が定める。

2 気象測器等の型式証明を委託しようとする者は、第二号様式の型式証明委託書とともに試験用の気象測器等三個及び次に掲げる書類を受託機関に提出しなければならない。第二条 気象測器等の検定を委託しようとする者は、第一号様式の検定委託書とともに当該気象測器等を受託機関に提出しなければならない。 当該型式の気象測器等の構造、材料及び寸法(回路のあるものにあつては、回路に使用する部品の定格及び性能を含む。)を示す図面並びに動作原理及び使用方法に関する説明書

当該型式の気象測器等の検査のための設備の名称、性能及び数並びに検査の方法を記載した書類

3 受託機関の長は、気象測器等の型式証明を委託しようとする者に対し、前項各号に掲げるもののほか型式証明のため必要な書類の提出を求めることができる

第三条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第四十三条第二項の規定により納付すべき検定の手数料の額は、気象測器等の種類及び検定の難易の程度に応じ、実費を勘案して気象庁長官 が定める額とする。

前項の手数料は、前条の委託書を提出する際に、その金額に相当する収入印紙を当該委託書に貼り付けて納入しなければならない。

第四条 受託機関の長は、気象測器等の検定の委託を受理したときは、当該気象測器等が、その構造(材料の性質を含む。以下本条において同じ。)及び検定公差に関して気象庁長官の定める基準に 適合するかどうかを検査し、適合すると認めるときは、合格の検定をする。

2 受託機関の長は、次項の型式証明を受けた型式の気象測器等について前項の検査を行う場合にあつては、構造に関して定める基準に適合するかどうかの検査を行わないことができる 気象測器等の型式証明の委託を受理したときは、当該気象測器等が第一項の基準のうち構造に関して定めるものに適合するかどうかを検査し、適合すると認めるときは、 型式

2 前項の検定証印は、刻印又はゴム印とし、その形状及び寸法は、次の表のとおりとする。 第五条 検定に合格した気象測器等には、検定証印を附するものとする。但し、その構造上検定証印を附し難いものについては、これを附さないことができる

辺の長さ四ミリメートル以上六ミリメートル以下

備考

形状において、その中の数字は、 形状は、 正方形とし、 正方形の各々の角は、 西暦年数の十位以下を表すものとする。 適当に丸みをつけることができる。

第六条 型式証明は、型式証明を委託した者に対し、第四号様式の委託型式証明書を交付することによつて行うものとする。 気象測器等が検定に合格したときは、受託機関の長は、検定を委託した者に対し、第三号様式の委託検定証書を交付するものとする。

第七条 気象測器等の検定を委託した者が、自らの都合によりその委託を取り消す場合は、一旦納入した手数料は、これを返還しない 型式証明を受けた者は、当該型式の気象測器等に型式証明番号を容易に消滅しない方法で付することができる。

第九条 型式証明を受けた者(第二号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人)は、次に掲げる場合は、その旨を速やかに受託機関の長に届け出なけ 型式証明を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。 ればならない

型式証明を受けた者が死亡し、又は解散したとき。

当該型式の気象測器等の製造に係る事業を廃止したとき。

第二条第二項第二号に掲げる書類の記載事項に変更があつたとき。

第 十 附 条 5 1 第十条 型式証明を受けた者が次の各号の一に該当するときは、型式証明は、 (経過措置) (施行期日) (気象測器等委託検定規則の一部改正に伴う経過措置) (施行期日) (施行期日) この省令は、 この省令は、公布の日から施行する。 受託機関の長は、次の各号の一に該当するときは、その型式証明を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。 この省令は、昭和四十五年七月一日から施行する。 この省令の施行前に検定の申請のあつた気象測器等の検定については、 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、平成三年一月一日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。ただし、 この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、昭和三十一年七月一日から施行する。 附則 型式証明を辞退したとき 附 則 附則 当該型式の気象測器等の製造に係る事業を廃止したとき。 第二条第三項により提出した書類の記載事項に変更があつたとき。 附 型式証明を受けた者が第九条の規定に違反したとき。 型式証明を受けた者が当該型式の気象測器等の検定に関し、 当該気象測器等の型式が、第四条の気象庁長官の定める基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。 附 則 (平成元年七月二〇日運輸省令第二四号) 附 附 附則 附則 この省令は、昭和二十九年一月一日から施行する。 その他受託機関の長が特に必要があると認めるとき。 第二条第二項第二号に規定する検査のための設備を欠き、又は検査の方法を実施しないと認めるとき。 則 則 則 この省令の施行に関し必要な細目的事項は、気象庁長官が定める。 (平成二年一二月二六日運輸省令第三八号) (昭和三三年一〇月三日運輸省令第四四号) (昭和三一年六月三〇日運輸省令第三九号) (昭和四二年二月三日運輸省令第七号) (昭和三九年六月一日運輸省令第四三号) (昭和三三年七月一日運輸省令第二七号) (昭和四七年五月一三日運輸省令第三二号) (昭和四四年四月一日運輸省令第一八号) (平成四年一月二一日運輸省令第四号) (昭和四五年六月二九日運輸省令第五八号) (昭和五〇年一二月二六日運輸省令第五四号) 公布の日から施行する。 抄 抄 抄 第二号様式の改正規定は、 不正の行為をしたとき。 第三条の規定による改正後の気象測器等委託検定規則別表の規定にかかわらず、 その効力を失う。 公布の日から施行する。 なお従前の例により行う。

2 申請又は気象測器等の検定の委託に係る行政事務に関しては、 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の気象測器検定規則、気象、地象、 抄 なお従前の例による。 水象関係計量器の検定に関する省令又は気象測器等委託検定規則の規定によりなされている気象測器の検定

(平成六年三月三〇日運輸省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成九年一二月一五日運輸省令第七六号)

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。 附 則 (平成一四年三月二六日国土交通省令第二四号)

附 則 (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号) 抄この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。 第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等 (施行期日)

第一号様式 (第二条関係)

検 定 委 託 書

年度

受託機関の長

×委託書 号

気象測器 等の名称	製造 者名	型式	製造年月	製造番号	型式証明番 号	数量	一個当り の手数料	手数料合計
							円	円

上記の気象測器等の検定を委託します。

月 日

委託者住所 氏名又は名称

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4横型とすること。2 ×印の欄は、記載しないこと。3 該当する事項のない欄は、空欄とすること。

第二号様式(第二条関係)

型式証明委託書

× 年度

受託機関の長 殿

×委託書 号

気象測器等の名称	型	式	手	数	料	
						円

上記の気象測器等につき型式証明を委託します。 年 月 日

委託者住所 氏名又は名称

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4横型とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。

第三号様式 (第六条関係)

証書第 号

委 託 検 定 証 書

年 月 日

受託機関の長

気象測器等の名称 製 造 者 名 型 世 期 造 年 月 製 造 番 号

上記の気象測器等は、気象測器等委託検定規則第4条第1項の規定により検査した結果、同項の基準に適合するものであることを証明します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とすること。

第四号様式 (第六条関係)

型式証明(委)第 号

委 託 型 式 証 明 書

年 月 日

受託機関の長

気象測器等の名称 製 造 者 名 型 式

上記の気象測器等は、気象測器等委託検定規則第4条第3項の規定により検査した結果、同項の基準に適合する型式であることを証明します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。